

(お願い) 郵送申請にご協力ください。

入所申請に関する大切なお知らせ

伊丹市教育委員会事務局 幼児教育課

〔 保育施設入所申請について 〕

- ・入所申請書は年度別、児童別になっておりますので、年度毎、児童毎に申請書が必要です。
- ・入所申請書で代表者と決めた方宛に幼児教育課より各種通知書を送付します。
- ・入所申請の希望保育施設数は最大 30 施設までです。記入枠数以上の希望がある場合は、余白や別紙にご記入ください。自宅の近くや通勤経路を踏まえ送迎できる範囲や保育施設の詳細について理解した上で記入してください。詳細（ならし保育や延長保育事業、実費徴収等）につきましては、各保育施設の施設別案内でご確認いただくか、直接施設にお問合せください。
- ・証明書類の提出有効期限は証明日より 3 ヶ月以内です。
- ・書類の不足や不備がある場合、申請は受理できません。
- ・郵送にて申請された場合、受付後 1 ヶ月以内に不備があれば返送、不備がなければ重要事項等を送付します。
- ・手元にコピーが必要な場合は、各世帯でコピーしてください。幼児教育課でコピーはできません。
- ・当課が受理した後、書類返却やコピーのお渡しはできません。育児休業給付金等の手続きで幼児教育課の受理印が必要な場合、申請書類等のコピーを申請と同時に提出されますと受理印を押します。後日の依頼は対応できません。
- ・妊娠・出産の事由で申請する方で、同時に就労等（求職、育休以外）の事由がある場合は、その証明書類も必ず併せてご提出ください。入所後の在籍期間に影響する書類となります。
- ・ひとり親世帯と認めるのは、離婚届を提出済みまたは離婚調停中（調停に関する書類のコピーが提出可能）であり、かつ住民票が別（世帯分離不可）であることが伊丹市幼児教育課としての条件です。
- ・保護者以外の義務教育終了後から満 6 5 歳未満の住民票上同居（世帯分離していても同居とみなします）の方の保育を必要とする状況を証明する書類の提出が必要です。
- ・申請児童やきょうだいが認可保育施設利用において保育料等の滞納がある場合は必ず保育料のお支払い方法についてご相談ください。
- ・保護者以外の方が提出に来られる場合は「委任状」が必要です（本人確認書類を持参ください）。
- ・申請書類の提出締切日は提出方法によって異なります。
- ・提出書類を点数化し、きょうだい同時入所申請時の入所条件（時期・施設）も踏まえ、記入された希望保育施設で利用調整を行います。
- ・令和 8 年 9 月以降の申請を希望される場合、令和 8 年 1 月 1 日に他市町村在住の保護者は、申請時に保護者の令和 8 年度市民税課税証明書（写し可）をご提出ください。（入所内定時の提出でもかまいません）

伊丹市在住保護者の方の課税証明書は原則提出不要ですが、未申告の場合は入所時に提出を求めることがあります。ひとり親など、要保護世帯の書類提出は申請時には必須ではありませんが、保育料に影響することがあるため、入所時にはご提出ください。なお、概ねの保育料金が知りたい場合は、保護者の市民税所得割額がわかる資料（課税証明書の最新年度のもの）をご提示ください。

裏面あり

- ・ 本日申請された内容や状況に変更が生じた場合、点数や書類に変更が生じる事がありますので、速やかに申し出や必要書類を提出ください。
- ・ 申請は入所希望月から年度末まで有効です。次年度の 4 月申請は別途必要です。(申請に関する情報は秋の広報やホームページにて確認してください。)
- ・ 「施設別案内」の内容や保育等について不明な点があれば各施設までお問い合わせください。

[教育・保育給付認定について]

- ・ 保育の必要量は保護者の希望に応じ認定を行います。ただし、保育時間は保護者の状況により施設長が定めます。
 - ・ 派遣社員で勤務先事業所名（実働先）が未定の方の保育を必要とする理由は「求職活動」になり、認定有効期間は 3 ヶ月です。
 - ・ 求職活動事由での申請世帯につきましては、入所月の 1 日より認定を行うため、「認定決定通知書」（事由や必要量等を認めた通知）は内定後に発送します。求職活動事由の認定は年度に 1 度（認定の変更後の求職活動や認可保育施設在籍後は除く）しか受けられませんが、認定が必要な方は申し出ください。
 - ・ 幼稚園の在籍中に保育所の入所申請を行う場合や、すでに教育・保育給付認定を受けており変更がない場合等は、必要に応じ保育所内定後に認定を行います。
- ・ 本書は入所申請に必要な説明のみとなるため、「保育施設利用申請のご案内」の冊子は必ずご一読ください。
不明な点があれば幼児教育課(☎072-784-8035)までお問い合わせください。